

まつり

るが田

〜氣比神宮文書は語

氣比宮社記金

官幣大社氣



Handwritten Japanese text in cursive (sōsho) style on a light-colored background, possibly a scroll or a page from a book.

丸きし

氣比宮社記 全

官幣大社氣比神宮



比 氣



古宮圖

序

古く仲哀天皇の行幸に起つて、昭和聖代の今日に至る久しき間を通じ、北門に事のある度ごとに渴仰せられたのは氣比大神の稜威である。或は政治に、或は外交に、時には軍事に關して神威を發揮せられ、常に上下の崇信を蒐められたのも、我が大神にまします。

上下二千歳に亙る一社の耀かしい歴史は、代々の國史に炳乎として不斷の光彩を放ち、自らに頼るべきところを知らしめてゐる。就ては國史の記載を援けて、之が史料となると共に、一社の誇ともせらるべき舊記・古文書の類に至つては如何。公武尊崇の大社として、汗牛充棟も啻ならぬ程の多量に上つて、祕記珍籍の數々を見出されるであらうとは、此の道の人々の等しく期待して疑はないところであつた。然るに實際に於ては、多くを語る必要もなく、時には賽者をして啞然たらしめることもあるといふ。併しさう

なつたに就いては、立派な理由が立つので、恐らくは元弘以來大宮司家が皇事に勤めて干戈を執り、ために社頭が兵亂の巻と化つたのに起因するかと思ふ。さうすれば、之ないのが寧ろ卒直に當年の由緒を物語る所以とせらるべきではあるまいか。

その間にあつて、氣比宮社傳舊記は、近世の作にかゝるといへ、大宮司平松周家大人が旦夕を測り難い老年に際し、畢生の努力を捧げて編纂せられたもので、權威ある一社の歴史として、珍重すべき價値を藏する。就て見るに、初めは社傳によつて神代の故事に基づく鎮座の緣由を説き、次いで國史の記載を経として上代の事蹟に及び、奈良平安時代に入る。かくて圓融天皇の天元五年以降は、古文書を主とし、引きつゞき寶曆二年に至つて結末を告げる。即ち國史と古文書と社傳との三者を適宜安排して、編年躰に纂録した社歴として、史料の性質に應じ、年代を追つて、自らに一種の體裁を形づくる。これ本書の特色とせらるべき點で、首尾一貫した史籍として、將た之が

完全なる史料として、同時に兩面の用途に適合するやうに纏上げた著者の苦心の程は、あり／＼と看取せられるのである。

採録の史料は、時代によつて自然に異なり、上代にあつては勢ひその多くを社傳に仰いでゐるが、その中には一社本來の傳承と思はれるものもあり、神道の教訓として注目に値するものもある。次いで中世以降の代に入つて收められてゐる古文書の類は、原文のまゝであるために、史料として十分な利用價値を藏する許りでなく、既に原本を亡失して、纔かに本書により之を傳へてゐるのも少くない。例へば貞治七年社記寫本といふが如きその一である。而してその中には、年中行事といひ、社領の所在といひ、將た社殿の結構、殿内の鋪設といふが如き由緒關係の貴重なる文獻をも含む。而して是等を網羅して、一部の編年史とした本書は、一社に關する古文獻や古傳承の集大成せられたものと見られるのである。

寶曆十一年本書の成るや、著者は先づ神庫に納め、次いで之を社務宮に獻

じたが、その他には秘して示さなかつたと見え、世上に流布するもの極めて稀で、予の知る限りでは、漸くにして二三本を數ふるにしか過ぎない。もと本社に宮司の職を奉ぜられた今井清彦翁は、よく本書の眞價を識つて之が紹介に努められた一人で、翁の談によれば、曾て史局の依頼に應じ、謄寫して送つたこともある位の貴重なる典籍に屬するといふ。之れは明治三十年田中義成博士の採訪について起つたことで、察するに、史局に於ては本文に援引する幾多の古文書に着目して、之を史料として活用せんためであつたのであらう。

本書成立の由來や、著者周家大人の事蹟等に關しては、外島宮司よりいはれることゝ信ずるから、以上一應の感想を叙するに止めておく。

思ふに當度の正遷座の儀に、本書が記念出版物とせられたのは、此際を期し、遠く既往の経過に願て、今日の隆々たる社運を將來した根柢のいかに固く、由來のいかに久しいかにつき認識を深めしめるためかとも察せられる

のであるが、殊に時節柄、大神の見霽かします海表のあなたに風雲の急を告ぐる場合として、極めて意義深く感ぜられるのである。これ敢て蕪辭を陳ねて、此に本書を紹介する所以である。

昭和十五年五月廿五日

宮地直一

序

光輝ある紀元二千六百年の秋を迎へ、更に氣比神宮御本殿其の他造營の功成り、正遷座の大祭を無滞齋行し得た事を記念する爲に本書を刊行した。

本書は當神宮にとつて、極めて重要な記録であり、斯界では珍重なものとしてされてゐた文書であるが、世に存するもの二三に過ぎないので、其の湮滅を恐れ、一日も早く出版したいと心懸け、宮地先生と御相談してゐたが、漸く遷座記念として世に出た事は當宮の爲に悦ばしい事である。

前々の宮司櫟本憲昌氏も湮滅を心配した一人であつた。氏は自ら監修し、主典辻益彦氏が七十餘歳の老軀に撻つて之を淨寫し、更に敦賀の史家山本元氏が校合した復本がある。本書は之を原稿とし、著者の原本に基いて、元當神宮禰宜國幣小社劍神社宮司石井昌胤氏に校正を煩はして出來たのである。

著者平松周家大人は、現社人平松確太郎氏から六代前の人で、其の祖は大中臣朝臣魚取公である。公が寶龜七年九月氣比太神宮の祭祀を掌る様になつてから歴代當宮の祠官となつた。

周家大人は同じ祠官河端左京親章の三男として元祿十四年に生れ、寶永六年十月に平松富親の養子となり、幼名長太郎木工助と云うた。寶永七年三月十歳で神職に補せられ、寶曆五年八月大宮司兼大祝、八年八月從五位下に叙せられた。其の間に、下馬下乗の制を定めた事、神位宮號を糺した事、宮司等の位階再興の事、石瑞垣の建立、神池改修、神苑整理、植樹、其の他毎年の洪水に備へての御本宮大工事を起した事、最後に本宮始め攝末社の御遷座を奉仕した事等々の功績は頗る顯著なものであつたが、寶曆九年の秋、同輩の讒に遇つたので、冤を社務親王青蓮院の宮に訴へた。宮は大人を京都に留めた。これから歸國復職した明和元年五月迄の五ヶ年間、滯京中の寶曆十一年に二ヶ年を費して、此の書を編纂したのである。

歸國の年九月に職を辭し閑居して步齋と號し悠悠々自適、安永二年三月二十三日七十三歳で、左の辭世の歌を残してこの世を去つた。

梓弓都留賀の浦に代々かけて

引きて放ちそ氣比の宮つこ

故尊祐親王の遺命を果し、一本を神宮に藏してから凡そ百八十年間世に知られなかつたが、漸く紀元二千六百年の奉祝の日に世の中に出たのである。

本書出版に就いては、東京帝國大學教授文學博士宮地直一先生、氣比神宮遷座祭慶祝奉賛會長福井縣知事木村清司閣下、氣比神宮奉賛會長敦賀市長若林義孝氏、三秀舎舎主島連太郎氏のかたゝの一方ならぬ御厚情の賜物である事を深く々々お禮を申し上げる。

殊に宮地先生からは御懇篤な紹介を兼ねた序文をいたゞいた事は、錦上更に錦

を添へた事で著者周家大人の靈も必ず悦んでゐられる事と思へば、いろ／＼の苦心の結果出版した甲斐があつたと思ふ。

本書は凡て原本のまゝであるが、原本に『當時社地境内畫圖追可記』とあつて地圖がないので、繙讀上の便宜のため、また斯界に取つて貴重な古圖があるので、その當宮所藏の古圖を口繪として添へた。

以上、凡例の様で、序文としては體を成さぬものであるが、思ふがまゝを記して序文に代へた次第である。

紀元二千六百年十一月十日

氣比神宮宮司 外 島 瀏

目次

第壹卷

御本宮祭神三座 保食大神御別號 東殿宮 總
社宮 西殿宮 平殿宮 七社之御子神 二社
之御子神 神明兩宮 兒宮 政所神 角鹿神
社 土公瑞籬 勅使奉幣、神階神封

第貳卷

常宮太神^{祭神}_{二座} 境内社十一座 大棕神社 劍神
社 椎前神社 道後神社 天滿神社 同社内
御子神四座并神明 若宮八幡社 稻荷神社 杵
見神社 志呂氣神社 櫛川神社 松原神明社
金山彦神社 野坂神社 串林神社 長谷村社
古田刈村社 刀禰神社 有乳峯神社 五幡神社
杉津浦社 田結神社 利棕神社 阿曾浦社
大比田浦社 鑄物師村社 白城神社 楯石神社

三前神社 鷺崎神社 色濱浦社 金前神社(一)
說愛宕祠) 餘座村社 高野神社 郷名村社
山泉村社 公文名村社 駄口村社 疋田村社
追分村社 奥麻生村社 新道村社 小河口村社
市橋村社 原村社 徳市村社 奥野村社 曾々
木村社 杉箸村社 麻生口村社 長澤村社
坂下村社 中村社 吉河村社 中川村社 谷
村社 舞崎村社 池河内村社 二村浦社 榎
曲村社 越坂村社 深山寺村社 鞠山浦社 瀬
河内村社 横濱浦社 葉原村社 和久野村社
田尻村社 元比田浦社 木崎村社 浦底浦社
市野村社 名子浦社 津内村社 繩間浦社
松中村社 野神村社 小河村社 鳩原村社
關村社 谷口村社 舉野浦社 砂流村社 堂村
社 笏訓訣 守中翁曰 若林自牧先生足土根記

阿遇突知訓傳 土金之傳 四化傳 磯馭盧嶋筆
記 御神號訓傳

第 三 卷

正月祭儀 二月四日 三月朔日 四月 五月
六月寅日 十五日田殖神事 晦日

第 四 卷

七月七日 鎮風祭 八月 十五日兒宮祭奠
九月九日 天文二年九月續松ノ次第 杉箸 十
六日 道後神祭 十月 十一月初卯祭 大祓
之祝詞 寅ノ日鎮魂祭 十二月大晦日 潮翁講
之序文 願主御供献上祝詞 惠美須講祭 鎮疫
祭 鎮火祭 遊行砂持道作之式 臨時零祭之儀
式 御竈祭 中臣祓 三科祓

第 五 卷

越州保食神 角鹿神 筒飯太神 白鹿獻 白
蛾 赤鳥獻 角鹿ヲ敦賀ト改 白鳥獻 天平

勝寶年中渤海使佐渡嶋ニ着ク 敦賀直嶋麻呈以レ助
官軍進位 天平神護二年稻穀五萬斛貯ニ納松原倉ニ
叙位昇進 正三位勳一等從二位 氣比御子神ニ從
五位奉ル 嘉祥三年辛亥正二位 貞觀元年從一位
大般若經安置氣比神宮寺 氣比神宮寺置十僧 神
宮出火 大掠神正四位上 氣比ハ五穀神 飯原
莊神領ヲ寄セラル

第 六 卷

若狹國式內社 遠敷郡 大飯郡 三方郡 越前國
式內社 敦賀郡 丹生郡 今立郡 足羽郡 大野郡
坂井郡 加賀國式內社 江沼郡 能美郡 石川郡
加賀郡 能登國式內社 羽咋郡 能登郡 鳳至郡
珠洲郡 越中國式內社 礪波郡 射水郡 婦負郡
新川郡 越後國式內社 頸城郡 古志郡 三嶋郡
魚沼郡 蒲原郡 沼垂郡 磐船郡 佐渡國式內社
羽茂郡 雜太郡 加茂郡 但馬國城崎郡 鎮魂祭
名神祭 諸宮ノ禰宜內人 若狹越前新任國司
諸國年料曝黑葛 式部省諸國雜色 大學寮諸博士

學生 民部省北陸道 民部省料春米 主計寮貢

夏調絲 主稅寮諸國出奉正稅 兵部省越後佐渡國

司書生帶仗 刑部省佐渡遠流越前爲近流 宮內省

諸國進御贊 大膳式諸國貢進菓子 木工寮諸國進

雜物庸米 典藥寮諸國進雜藥 內膳司旬料雜無

左右馬寮庄田 松原客館 禁斷貯錢事 封租穀

事 神封寄神宮寺停事 新嘗祭幣事 國內諸神

社正六位上叙事 僧尼緣戒條事國府國分 十一ヶ

國讀師事 謹奏分量諸國 謹奏弘格 謹奏貞式

量加諸國介掾事 博士醫師事 延格醫師事 博

士醫師公廨事 穀斛 正稅稻四萬束 往還船車

人馬事 萬葉集哥 舊事記國造本紀 和名類聚

第七卷

正一位勳一等氣比太神宮三柱鎮座ノ事 笥飯ノ浦卜

號 玉妃命奏神樂 熊襲追討 天皇崩御御年ノ

事 武内命角鹿笥飯奉拜 三韓平治ノ事 夢占

ニ依テ幸濱見行 天平二十年地震久志川濱邊數千餘

.....二三

松出現 大同二年大般若經獻納 武德殿 土公舊地

宇多帝菅公神寶獻納 天神梅 越前國司 令造

氣比太神宮寺一院 御遷宮調進日記 土公 年中

行事與書 遷宮注文之事 政所神領田 本家御

分 領家御分 政所下三手浦刀禰職 後醍醐天

皇嘉曆元年日記 後醍醐天皇嘉曆元年註進日記

後醍醐天皇元德三年綸旨

第八卷

元弘年中遷宮日記功程事 御神體靈鏡御事 御炊

殿竈鳴之事 手浦刀禰古書 貞和年中古書曰

神樂催馬樂歌 貞治七年社記標出 夷國賊船襲來

三歲童神託哥 幸臨山歌二首 土公七ヶ日賽禮襲

歌 宇多帝道真卿奉納鉾太刀 太神宮政所 永享

三年三韓退治令祈 手浦江浦刀禰 後柏原天皇綸

旨 永正三年神宮燒失 政所御遷座次第 行列

之事 常宮棟札 谷法橋御防景紀 內陣調物分

事 四社宮分 御遷宮諸下行方之事 檢住御諸

三

二四七

九年御造營指圖 天文十年日記 服忌令改三十二

ヶ條 田浦刀禰御肴三年御免 松原枯松 太神

宮政所補任刀禰職 江良浦刀禰職之事 常宮内陣

御道具 元龜元年殿舍燒失 神寶數百兵保三箇

山之城 秀康卿寄附神領之書 國主國府ノ扶助

ヲ蒙 御造營之日時礎居ノ日 禁制札 兒宮再

造營 神明兩宮建立 平殿卜中門 大鏡一面奉納

大鳥居一基建立 十二支ノ文字 九社宮再興

酒井忠直蓮池 社務親王上使 祈三韓退治 天

平二十年筥飯浦大地震

第九卷 三六四

元祿十五年角鹿神社造營 鳥居建立獅子頭再興 鏡

記 筥飯宮藏書簿序 太神之證 下馬下乘ノ禁

札 神宮寺別當封物 社家位階再興 位階再興

御禮 正一位勳一等氣比太神宮御額字一軸 一品

親王之廳下當社神位宮號ノ正證請 燈明一萬餘中臣

被千座祝文 東西鳥居 口宣綸旨宣案 大寶二

年神託氣比太神宮卜改 社地境内 宮社十八ヶ所

棟札 買求津内村田 神座御帳臺造替神離臺ノ記

文 轉任狀令旨 大宮司位階執奏御奉書 寶曆

八年八月宣旨 官物目錄 十四座外遷宮 新調

神寶奉ル 御神服奉ル 四月十七日神事 大御

酒歌 御神樂儀式 服忌令 雜穢 產穢 葬送

穢 五體不具穢 病穢 畜生死穢 血忌灸忌

五辛穢 食物穢 追加 御令旨之寫 社務一

品親王ノ嚴命